

解体工事にかかる算定予定価格算出方法改正について

令和6年10月1日以降に公告する工事から適用

◎建物解体の場合

区別		改正後
町設計額		概算工事費内訳書により算定される金額
算定価格 予定	5社以上の場合	町設計額以上の見積書は無効とし、 有効な見積書の最低額を除いた平均
	5社未満の場合	町設計額以上の見積書は無効とし、 有効な見積書の平均
低入調査価格		算定予定価格の80%
最低価格 制限	算定予定価格 1,000万円未満	算定予定価格の75%
	算定予定価格 1,000万円以上	算定予定価格の2/3

◎建物以外の場合

区別		改正案
町設計額		業者見積等 又は設計額
算定価格 予定	5社以上の場合	全見積書の最高・最低額を除いた平均以上の 見積書は無効とし、有効な見積書の最低額を 除いた平均
	5社未満の場合	全見積書の平均以上は無効とし、 有効な見積書の平均
低入調査価格		算定予定価格の80%
最低価格 制限	算定予定価格 1,000万円未満	算定予定価格の75%
	算定予定価格 1,000万円以上	算定予定価格の2/3